

# 認定農業者制度について

## ① 認定農業者制度（農業経営改善計画の認定制度）とは…

市が策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」において示している経営感覚に優れた農業経営体を目指して、5年後の経営目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、この計画が着実に達成されるよう、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

## ② 認定を受けられる農業者は…

**\* 今後とも農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者 \***

- 現在、農業を専業とし今後も更なる経営展開を目指す農業経営者
- 新規に就農したい農業者
- 小規模経営から脱却し、規模拡大などにより農業部門の発展を目指す農業経営者
- 定年後の人生を地域農業の担い手としてがんばろうとする農業経営者
- 地域内の農用地の利用・管理を主体的に担う農業生産法人等

## ③ 認定農業者になるには…（裏面を参照）

## ④ 改善の内容は…

- 経営規模の拡大を図りたい。
- 生産方式の合理化を図りたい。
- 経営管理の合理化を図りたい。
- 労働条件の改善を図りたい。



4つの観点から総合的に経営改善を図ろうとする計画

## ⑤ 認定のポイント

「農業経営改善計画」が、市が策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」で示している「経営の指標」に照らして適切であるかどうか。

**\* 市の定める「経営の指標」とは \***

農業経営の発展を目指し、農業を主業とする者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人当たり概ね 360 万円）、年間労働時間（主たる従事者の年間労働時間概ね 1,800 時間）の水準を実現できるもの。

# 認定農業者になるには・・・

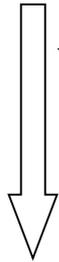
## ～ 申請から認定までの流れ ～

○相談の受付（窓口） 〔申請者 ⇒ 市・農政企画課、各総合支所担当者〕



（申請に関する資料をお渡しします）

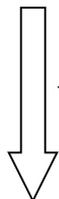
○『農業経営改善計画認定申請書（案）』（以下、申請書）の作成 〔申請者〕



県東部農林事務所鳥取農業改良普及所[鳥取市立川町6丁目176]の担当普及員又は、JA 鳥取いなば営農指導センター[鳥取市湖山町東5丁目228]の担当者から助言を受け、申請書（案）の作成を行ってください。

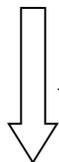
（※記載例はあくまで参考です）

○申請書（案）の提出 〔申請者 ⇒ 市・農政企画課又は各総合支所〕



※申請者が法人の場合、法人の定款、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等、法人の財務の状態が明らかとなる書面を添付すること。

○申請書（案）の精査 〔市担当〕



※ケースによっては（特に法人に関し）事前検討会を開催します。〔参集者：申請者、市担当、JA担当、県担当〕

○申請書（案）内容に関する申請者に対する事前ヒアリング（適宜）



〔申請者、市担当、JA担当、普及員等〕

○ヒアリングに基づき、申請書の手入れ〔本申請書の作成〕 〔申請者〕



○申請書の提出（本申請） 〔申請者 ⇒ 市・農政企画課又は各総合支所〕



（市：申請書の受理）

○認定審査会 〔申請者出席、審査員、市担当 開催時期：随時〕



○認定書の交付（結果報告） （市 ⇒ 申請者）

※ 「農業経営改善計画認定申請書」の様式については、鳥取市公式ウェブサイトよりエクセルデータとしてダウンロードできます。

※ 申請書の受付から認定まで概ね2か月程度はかかります。